

大里広域市町村圏組合公告第1号

大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務の公募型プロポーザルを行うので、下記のとおり公告する。

令和3年4月6日

大里広域市町村圏組合 管理者 富岡 清



記

第1 業務内容

- 1 業務名 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務
- 2 業務内容
 - (1) 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計の策定
 - (2) 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備環境影響評価調査計画書作成業務全般
 - (3) 土壌汚染対策法における特定有害物質及びダイオキシン類の土壌汚染状況調査
- 3 履行期間 契約締結日から令和4年3月25日まで
- 4 納入場所 大里広域市町村圏組合業建設準備課が指定する場所

第2 参加資格

- 1 次に掲げる事項をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則における「設計・調査・測量」のうち「建設環境」の「環境調査・計画」に関する資格者名簿に登録されている者。
 - (2) 深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程における「設計・調査・測量」のうち「建設環境」の「環境調査・計画」に関する資格者名簿に登録されている者。

- (3) 寄居町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程における「設計・調査・測量」のうち「建設環境」の「環境調査・計画」に関する資格者名簿に登録されている者。
- (4) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会及び一般社団法人日本環境アセスメント協会に登録されていること。
- (5) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に登録されていること
- (6) 企業として公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設の施設整備基本計画・設計業務を元請として完了した実績を1件以上有すること。
- (7) 企業として公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設に係る都道府県又は政令市の条例アセスによる環境影響評価手続き業務を元請として完了した実績を1件以上有すること。なお、環境影響評価手続き業務は同一事業において調査計画書（方法書）から評価書までを、一連の業務として完了したものを実績とする。
- (8) 企業として公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設に係る土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査業務を元請として完了した実績を1件以上有すること。
- (9) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と十分な経験を有する、次の資格を持つ技術士をそれぞれ配置できること。（本業務の公告日現在3か月以上の雇用関係にある者に限る）なお、管理技術者、廃棄物処理技術責任者、環境影響評価責任者及び土壌汚染調査技術責任者は同一人物が兼ねることはできないものとする。

ア 管理技術者

イ 廃棄物処理技術責任者又はウ 環境影響評価責任者に準ずる。

なお、業務実績については、イ又はウに関する業務について管理技術者としての実績を有すること。

イ 廃棄物処理技術責任者

技術士（総合技術監理部門-衛生工学 廃棄物資源循環に関する専門分野）、技術士（衛生工学部門 廃棄物・資源循環に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。また、公告日から

過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設の施設整備基本計画・設計業務を照査技術者以外として担当し、完了した実績を有すること。

ウ 環境影響評価責任者

技術士（総合技術監理部門-建設 建設環境に関する専門分野）、技術士（建設部門 建設環境に関する専門分野）、技術士（環境部門環境影響評価に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。また、公告日から過去10年間に、一般廃棄物焼却施設に係る都道府県又は政令市の条例アセスによる環境影響評価手続き業務（調査計画書（方法書）から評価書までを、一連の業務として完了したもの）を照査技術者以外として担当し、完了した実績を有すること。

エ 土壌汚染調査技術責任者

土壌汚染調査技術管理者の資格を有すること。また、公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設に係る土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査業務を照査技術者以外として担当し、完了した実績を有すること。

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- 3 大里広域市町村圏組合契約規則（平成20年規則第2号）第20条の2の規定に該当しない者であること。
- 4 構成市町で定める入札参加資格停止等に関する取り決めに基づく指名停止を受けていないこと。
- 5 構成市町で定める契約に係る暴力団排除措置に関する取り決めに基づく入札参加除外を受けていないこと。
- 6 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされているもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされているもの

のでないこと。

- 8 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされているものでないこと。

第3 プロポーザル実施日程

プロポーザルによる優先交渉権者の選定は以下の日程により実施する。

- 1 参加募集の公告
令和3年4月6日(火)
- 2 参加申込書等に係る質問書提出期限
令和3年4月14日(水) 午前12時
- 3 参加申込書等に係る質問回答
令和3年4月16日(金) 午後5時
- 4 参加申込書等の申込期限
令和3年4月21日(水) 午後5時
- 5 一次審査結果の通知日
令和3年4月26日(月)
- 6 企画提案書作成等に係る質問書提出期限
令和3年5月10日(月) 午前12時
- 7 企画提案書作成等に係る質問回答
令和3年5月13日(木) 午後5時
- 8 企画提案書の申込期限
令和3年5月19日(水) 午後5時
- 9 二次審査の実施
令和3年5月28日(金)
- 10 優先交渉権者等の選考結果の通知日
令和3年6月2日(水)

第4 選定方法

審査については、一次審査は建設準備課で、二次審査は大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書策定及び土壌汚染調査業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員

会」という。)で、それぞれ「大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書策定及び土壌汚染調査業務プロポーザルに関する審査要領(以下「審査要領」という。)」に基づき評価する。

1 一次審査(書類審査)

会社概要及び業務実施体制、業務実績等報告書、配置予定者報告書について、審査要領に基づく総合評価を実施し、合計点の上位5者を選定する。なお、上位5者及び6者の合計点が同点の場合は両者を選出するものとする。

2 二次審査(プレゼンテーション審査)

審査要領に基づき総合評価を行い、一次審査及び二次審査の合計点で最上位の事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、上位2者が同点の場合は、二次審査の得点が上位の者が、さらに二次審査の得点も同点の場合は一次審査の上位の者が、さらに二次審査も一次審査も同点の場合はくじ引きとし、優先交渉権者とする。

第5 契約手続き等

選定結果により優先交渉権者として決定された者を当業務に係る相手方として、業務提案書の内容を基本に条件等を協議し、協議が整った場合に契約を締結する。

第6 その他

当プロポーザルに関する詳細を記した、大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務プロポーザル実施説明書及び参加に関する様式については、大里広域市町村圏組合ホームページから取得すること。

大里広域市町村圏組合ホームページ <http://www.osato-k.jp>

第7 問い合わせ先

大里広域市町村圏組合建設準備課

〒360-0857 埼玉県熊谷市西別府583-1

TEL 048-532-6631 FAX 048-530-1037

E-mail kensetsu@osato-k.jp

本贈本は原本と相違ないことを証明する。

令和3年4月6日

大里広域市町村圏組合
管理者 富岡

